

水道施設修繕等業務委託 仕様書

1. 業務名称

水道施設修繕等業務委託

2. 業務場所

明日香村内

3. 業務期間

令和7年6月1日8時30分～令和8年6月1日8時30分

4. 目的

本業務は水道施設（配水管・給水管（メーターより上流側））で漏水等が発生した場合、すみやかな修繕対応ができるよう体制を確立し、あわせて弁栓類（弁きょう含む）の点検調査（以下、「弁栓類点検調査」という。）を行い水道施設の維持管理水準の向上を図ることを目的とする。

5. 業務内容

（1）漏水等修繕対応

- ・配水管、給水管（メーターより上流側）の漏水修繕
- ・止水栓不良、給水管の閉塞等の修繕

※奈良県広域水道企業団の水道事業認可区域内（明日香村）とし、明日香村飲料水供給施設は含まない

（2）弁栓類点検調査 消火栓 101 箇所

6. 漏水等修繕対応について

（1）提出書類

- ・責任者、従事者名簿
- ・本業務に従事する者と所属会社との雇用関係を明らかにする書類
- ・緊急時連絡先

（2）業務内容

- ・受注者は、水道施設で漏水が発生した際は、契約期間を通じ緊急修繕対応が可能で、常時複数以上の修繕依頼への対応が出来る体制を構築すること。
- ・受注者は、修繕等の依頼を受けたときは速やかにその依頼に対応するものとする。
ただし現地状況を勘案し、発注者が別途指示した場合はこの限りではない。
- ・修繕場所付近の個人所有物等に影響のないよう注意し修繕をおこなうこと。

（3）その他

- ・本業務年間予定件数は給水管、配水管、メーター付近等 40 件を過年度実績から計画しており、契約期間と年間の比率に応じた件数を十分対応可能な体制を確保していること。
- ・住民に対しては、親切・丁寧に対応すること。

- ・道路上での作業は、標識、バリケード、照明、交通誘導員等で十分な安全対策を講じること。
- ・道路その他の工作物を汚損させない。汚損させた場合は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。

7. 弁栓類点検調査について

(1) 期 間

弁栓類調査の作業期間は令和7年6月1日～令和7年12月10日までとする。

(2) 提出書類

- ・責任者、作業従事者名簿
- ・緊急時連絡先
- ・作業計画書
- ・工程表
- ・弁栓類点検記録表

(3) 作業内容

- ・受注者は、作業計画書をもとに対象の弁栓類の調査点検を行い弁栓類点検記録表を作成すること。
- ・この際、対象の鉄蓋周りの舗装にひび割れ、陥没等がある場合は常温合材にて応急修繕をおこなうこと。(舗装修繕材料の常温合材はあらかじめ発注者から受注者へ支給を行う。)舗装修繕材料は、使用した年月日、箇所、使用数量を記録し発注者へ提出すること。

(4) 注意事項

- ・受注者は点検調査に先立ち、点検調査場所の道路使用許可申請を行い、所轄警察署の道路使用許可を得たうえで作業をおこなうこと。
- ・弁栓類点検にあたっては、作業員の安全に十分に注意しておこなうこと。交通状況を勘案し安全に点検ができない場合は、当該箇所の作業を行わないこと。
点検不可箇所については、取りまとめを行い発注者へ報告を行い、指示を仰ぐこと。
- ・受注者は、点検作業中に水道施設に異常を発見し、それが水道施設及び交通、付近住民に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに発注者に連絡し、その指示を受けること。
- ・点検作業に当たっては、弁室周囲の舗装や弁室内の水道施設等に損傷を与えないよう十分留意すること。
- ・受注者は、事前に図面等で作業箇所の周辺状況を把握し、作業に必要な資料等を準備するとともに作業中も携帯する。

8. 共通事項

(1) 委託料の支払い

本業務のうち、漏水修繕対応に係る委託料は当該月ごとに受注者の請求に基づき支払うものとする。漏水等の修理に要した委託料は別途積算し、発注者が検査を行った後、当該月ごとに受注者の請求に基づき支払うものとする。また、弁栓類点検調査に係る委託料は、所定の業務完了後に一括で支払うものとする。

漏水修繕対応と弁栓類点検調査に係る費用は、発注者が行う積算の直接業務費(全体額)に対

するそれぞれの直接業務費割合を経費に対し按分し、落札率を乗じ算出するものとする。

(2) 貸与物品

- ・弁栓類位置図
- ・業務従事者証明書

(3) 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全管理に留意するとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生防止に努めなければならない。

(4) 賠償責任

受注者は、本仕様書の規定違反その他受注者の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。その為に工事の施工に伴い、第三者に与える損害をてん補する保険に加入し証券の写しをすみやかに提出すること。

(5) 責任補修

受注者は、漏水等の修理完了後2年以内に発生した故障については、無償で補修すること。

ただし、天災地変等の不可抗力及び使用者側の故意又は過失による場合で、発注者が認めたときは、この限りでない

(6) 秘密保持

受注者は、業務上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。なお、受注者でなくなった後も同様とする

(7) 権利業務の譲渡の禁止

受注者は、この契約によって生じる権利または義務を、第三者に譲渡し、継承させ、またはその権利を担保に供してはならない

(8) 規定外の事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者と受注者で協議して定めるものとする。

9. その他

令和7年4月1日から明日香村水道事業は奈良県広域水道企業団の構成団体として事業を開始します。このため、本業務の契約は奈良県広域水道企業団との契約になる予定です。

また、令和7年10月1日から企業団明日香事務所が企業団橿原事務所へ移転を予定しています。